

令和5年度 第4回三隅地域協議会

と き 令和6年3月19日(火)
19時00分～
ところ 三隅支所3階 集会室

協議会次第

- 1 会長あいさつ
- 2 副市長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 各種委員の選任について
 - ・ 浜田市子ども・子育て支援専門部会…………… 資料1
 - ・ 浜田市上下水道事業審議会…………… 資料2
 - ・ 浜田市消防本部体制整備検討委員会…………… 資料3
 - ・ 浜田市保健医療福祉協議会…………… 資料9
- 4 報告事項
 - (1) 個別受信機設置分担金及び加入工事料等(案)について…………… 資料4
 - (2) ケーブルテレビ施設使用料等減免制度の今後の在り方について…………… 資料5
 - (3) 正副会長連絡会議について
 - (4) 協働のまちづくり検討部会について…………… 資料6
 - (5) 前回の意見に対する回答について(防災自治課)…………… 資料7
 - (6) 附属機関等及び任意の協議会の見直しについて(防災自治課)…………… 資料8
 - (7) 保健医療福祉協議会について
- 5 その他
 - (1) 地縁による団体功労者総務大臣表彰受賞について
 - (2) 次回地域協議会について(令和6年度第1回)
 - (3) 三隅地域協議会 意見交換会について

子 第 5 7 3 号

令和 5 年 12 月 18 日

三隅地域協議会

会長 岡田 綾子 様

浜田市長 久保田 章 市

(子ども・子育て支援課)



浜田市子ども・子育て支援専門部会委員の推薦について (依頼)

師走の候、時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、市行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市では令和7年度を始期とする「第3期浜田市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、専門的な調査・審議を行うことを目的として「浜田市子ども・子育て支援専門部会」を設置することといたしました。

つきましては、貴職からこの専門部会委員の推薦をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 任期 令和6年1月15日(予定)から令和7年3月31日まで
- 2 役割 子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画(子ども・子育て支援事業計画)の策定に伴う専門的な調査・審議
- 3 推薦書提出締切 令和6年1月10日(水)
- 4 その他 第2期計画策定時の委員名簿を参考に同封いたします。

【問合せ先】

〒697-8501 浜田市殿町1番地

浜田市子ども・子育て支援課子ども政策係
担当：吉村

TEL 25-9331(直通) / FAX 23-3428



水管第 470 号

令和 5 年 12 月 20 日

三隅地域協議会

会長 岡田 綾子 様

浜田市長 久保田 章 市
(上下水道部水道管理課)

浜田市上下水道事業審議会委員の選出について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、浜田市上下水道事業の運営に当たりまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、水道事業審議会及び下水道審議会の委員の皆さまにおかれましては、事業の円滑な運営及び安定的かつ持続的な経営の実現に向け、貴重なご意見等をいただき感謝申し上げます。

このたび、令和 6 年 3 月末日をもって現任委員の任期が満了となることから、令和 6 年 4 月以降の任期に係る委員選任について準備を進めておりますが、下水道事業の公営企業会計移行を機に両審議会を一本化し、「浜田市上下水道事業審議会」と名称を改める次第でございます。

つきましては、引き続き貴協議会から委員 1 名の選出をお願いいたく、ご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、ご推薦いただける場合は、令和 6 年 2 月 29 日（木）までに添付してあります委員推薦書をご提出いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

上下水道部 水道管理課 右田・佐々木

電話番号 0855-25-9900（直通）

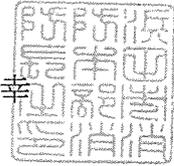
FAX 番号 0855-22-9361



浜消第840号
令和6年1月23日

三隅地域協議会 会長 様

浜田市消防本部
消防長 田中 成幸



浜田市消防本部体制整備検討委員会委員の就任について（お願い）

平素より、浜田市の消防行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、浜田市消防本部では、令和4年12月1日付けで丸山義尚様に委員委嘱を行い、令和5年度も継続して浜田市消防本部体制整備検討委員会委員としてご尽力をいただきました。

令和6年度におきましても、引き続き委員の皆様方にご意見をいただきながら、消防の体制整備に努めてまいりたいと考えております。

つきましては、ご多忙の中、誠に恐縮ですが、貴所属から1人委員としてご就任いただき、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご就任いただきます委員におかれましては、お手数ですが、別添推薦書をご返送いただきますようお願いいたします。

記

- 1 任期
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 役割
地域協議会での意見集約及び委員会での検討
- 3 推薦書返送希望期日
令和6年2月29日（木）

問い合わせ先
浜田市消防本部 総務課
担当者 庶務係 小林
TEL (0855) 22-0119

個別受信機設置分担金及び加入工事料等(案)について

令和 5 年 9 月総務文教委員会、議会全員協議会にて報告しました次期防災情報システムの導入にあたり、個別受信機及び FM 告知端末設置に係る市民負担について、現段階での検討状況を報告します。

- 既に個別受信機を設置している世帯が、引続き設置を希望する場合は、**無償で交換する。**
- 新たに個別受信機の設置を希望する世帯**の設置分担金は **11,000 円**だが、**下表の項目に該当する場合は全額または一部を免除し、差額を市が負担する。**

免除の要件等	分担金 (円)		対象世帯数 ^{※1} (世帯)	所要額 (千円)
	本人 負担額	免除額		
① 75 歳以上の者だけの世帯	5,500	5,500	4,190	23,045
② 要介護 3 以上の者がいる世帯	5,500	5,500	230	1,265
③ 身体障害者手帳 1 級、2 級を所持する者がいる世帯	5,500	5,500	160	880
④ 療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者がいる世帯	5,500	5,500	50	275
⑤ 住民税非課税世帯	5,500	5,500	570	3,135
⑥ 生活保護受給世帯	0	11,000	50	550
⑦ 視覚障がい者がいる世帯	0	11,000	170	1,870
⑧ 指定緊急避難場所、指定避難所、一時避難所	0	11,000	230	2,530
⑨ 要配慮者利用施設 ^{※2}	0	11,000	190	2,090
合計			6,730	35,640

- 防災行政無線の電波が届かない建物で、石見ケーブルテレビに加入していない世帯が、**FM 告知端末を設置する際の標準的な加入工事費用は、市が負担する。**

1 世帯あたり 加入工事料 55,000 円+宅内工事費 5,500 円=60,500 円
対象世帯数 215 世帯^{※1}×60,500 円=13,008 千円

- 上記 3 の方の通信料は、**機器耐用年数の期間 (概ね 10 年)、市が負担する。**

215 世帯×3,960 円/年=852 千円

5 設置分担金の免除及び加入工事料等の市負担に係る所要額

上記 2 設置分担金の免除に係る所要額	35,640 千円
上記 3 加入工事料の負担に係る所要額	13,008 千円
合計 (主に工事期間中の所要額)	48,648 千円
上記 4 通信料負担に係る所要額 (年額)	852 千円

※1 対象世帯数は、令和 5 年 6 月末時点の世帯数をもとに、推測したもの。

※2 要配慮者利用施設とは、水防法等に定義する、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

ケーブルテレビ施設使用料等減免制度の今後の在り方について

旧三隅CATVで設けていた標記減免制度については、ケーブルテレビの統合後も令和7年度まで延長し、それまでの間に福祉の観点から改めて見直し、継続の有無や適用範囲を検討することとしていた。

1 減免制度について

(1) 減免制度とは

- ・三隅CATV立ち上げ当初（平成16年度）からの制度。
- ・ケーブルテレビを社会インフラと位置付け、支払い困難者等に対し使用料の減免を行うもの。

■（参考）減免基準及び該当件数

（令和5年12月末現在）

免 除 基 準		該当条文	該当者 件 数	NHK免除 基準	減免額
1	生活保護受給者	24条 第1号	10	○	全 額
2	社会福祉事業を行う施設の入所者である加入者	24条 第2号	0	○	
3	身体障害者手帳を所持している者のいる世帯で、住民税の非課税世帯	24条 第3号	46	○	
4	知的障害者と判定された者のいる世帯で、住民税の非課税世帯	24条 第4号	1	○	
小計			57		
5	集落集会所にかかる加入者等	24条 第5号	67	×	
12	その他市長のみとめる者	24条 第12号	0	×	
全額免除者合計			124		
6-75	75歳以上の独居世帯	24条 第6号	147	×	半 額
6-80	80歳以上の者だけの世帯	24条 第6号	30	×	
7	居住を常としていない家屋（空き家等）	24条 第7号	0	○	
8	その世帯の主たる生計維持者が、視覚又は聴覚の障害で身体障害者手帳を受けている場合	24条 第8号	3	○	
9	その世帯の主たる生計維持者が、身体障害者手帳の1級又は2級を受けている場合	24条 第9号	5	○	
10	災害等により受信機等がき損しサービスの提供がうけられなくなった者	24条 第10号	0	○	
11	その世帯の主たる生計維持者が、戦傷病者手帳を所持し、重度の戦傷病者に該当する場合	24条 第11号	0	○	
半額免除者合計			185		
免除者合計			309		

2 現状

- ・三隅地域 令和7年度まで継続。減免対象者について、石見CATVの施設使用料を減免。継続期間中に、令和8年度以降の方針を決定。
- ・他地域 減免制度なし。

■三隅地域減免状況

	R5	R6	R7	R8～
減免額	減免 維持	減免 維持	減免 維持	R5～R7の期間に 方針を検討

3 減免制度の今後の在り方の検討について

減免制度の今後の在り方について、以下のとおり検討を行った。

(1) 現状の整理

①情報化計画の観点

浜田市地域情報化推進計画においてケーブルテレビを市の情報発信の中心的役割として位置づけている。

■ケーブルテレビの位置付け

ケーブルテレビ網を情報通信基盤の中心として位置づけることは変わらない。特に、中山間部のテレビ難視聴地域への対応や、インターネットの光回線サービスの唯一の提供元であり、本市の放送・通信環境における重要な役割を担っている。現在もケーブルテレビ回線の光化について整備中であり、近年スマートフォン等の普及により生活スタイルが変化し、情報の取得方法が多様化している中、様々な方法で情報を伝達することに注力していく必要がある。

②行政情報の伝達の在り方

旧三隅CATVは、市が直営し、三隅地域の行政情報（防災含む）はケーブルテレビから発信するという方針のもと、行政情報の発信に注力してきた。

■行政情報の発信について

情報の取得方法は多様化しており、近年の行政情報の発信方法でもスマートフォンのアプリやSNSを活用するなど、新しい伝達手段を検討し、導入を行っている。特に、防災情報については、次期防災情報システムの導入にあたり、防災行政無線、屋外拡声子局、ケーブルテレビやFM告知端末、SNSによる発信など、多様な情報伝達手段を市内全地域統一し運用を行うことを検討している。

上記①～②の状況を踏まえて、住民福祉の観点から石見CATVの施設使用料の減免について、令和8年度以降の方針の検討を行った。

(2) 検討結果

ケーブルテレビ局の統合により、令和5年度から民間の石見ケーブルビジョン(株)が三隅地域を含めた市全域のケーブルテレビの運営を行っている。

■民営CATVの減免状況について

全国的にも、民営ケーブルテレビが施設使用料の減免を行っている例は少なく、石見CATVも本来減免を行っていない。減免制度の継続については、民間事業者の運営方針に合わせる事が一般的であり、減免を継続する場合には、市が減免適用分の費用を補助する必要がある。

民営CATVの減免制度の状況は以下のとおり。減免を行っているCATVに対して、市が補助を行っている事例は県内では該当がない。

■県内民営ケーブルテレビの減免状況（参考）

局名	運営種別	減免	市の補助
山陰ケーブルビジョン株式会社	3セク	-	-
やすぎどじょっこテレビ	公設民営	-	-
ひらたCATV株式会社	3セク	○	無し
出雲ケーブルビジョン株式会社	3セク	-	-
石見銀山テレビ放送株式会社	公設民営	○	無し
石見ケーブルビジョン株式会社	3セク	-	-
ひとまるビジョン	公設民営	-	-

■検討結果

以上のことから、総合的に検討を行った結果、石見ケーブルビジョン(株)が三隅地域のCATV契約移行者の施設使用料を減免するため、市がその費用を令和8年度以降も継続的に補助を行うことは、市内の他地域契約者との公平性の観点からも実施困難であり、廃止すべきであると考えます。

ただし、三隅地域の減免対象者に対しては、統合に伴う負担軽減対策として、市による激変緩和措置など必要な対策を行うことが望ましい。

4 今後の方針案について

(1) 方針案

検討の結果により、以下の方針案を提案する。

ケーブルテレビ施設使用料等の減免制度については、令和7年度末に廃止する。
ただし、令和8～9年度の2年間は激変緩和措置を行う。

激変緩和の段階については、全額免除者の免除割合を令和8～9年度の間は5/10に、半額免除者はその半分の割合とする。

(2) 減免制度廃止に向けた今後のスケジュール（案）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10
減免額 全体割合	減免維持	減免維持	減免維持	激変緩和	激変緩和	免除無し
全額免除者 免除割合	10/10	10/10	10/10	5/10	5/10	-
半額免除者 免除割合	5/10	5/10	5/10	2.5/10	2.5/10	-
三隅 地域協議会	協議等					
三隅地域 住民	通知					

浜田市まちづくりセンターの評価・検証結果報告書
(素案)

令和 6 年 月

浜田市総合振興計画審議会
浜田市協働のまちづくり検討部会

目次

1	はじめに	2
2	評価検証の経緯及び趣旨	3
3	浜田市のまちづくりセンターの概要	3
4	評価検証体制	4
5	評価検証経過	5
6	評価検証項目	6
7	評価検証内容	6
①	設置の目的	7～8
②	名称等	9
③	所管	10
④	業務（事業）	11～12
⑤	職員	13～14
⑥	職務	15～16
⑦	開館時間及び休館日	17
⑧	使用料及び使用料の減免	18
⑨	使用許可	19
⑩	運営推進委員	20
⑪	運営方式	21～22
⑫	社会教育の推進体制	23～24
⑬	連絡調整体制	25
⑭	職員の育成	26～27
⑮	保険	28

参考資料

・浜田市総合振興計画審議会条例	29～30
・浜田市協働のまちづくり検討部会設置要綱	31～32

1 はじめに

これまで社会教育の拠点施設であった公民館に、協働のまちづくりを推進する機能を加え、まちづくりセンターに移行して3年が経過しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大等によって、地区まちづくり推進委員会や町内会の活動は縮小を余儀なくされ、少子高齢化による人口減少等も相まって、地域の担い手を確保することはますます困難になり、地域コミュニティが希薄になりつつあります。

また、今年の1月に発生した能登半島地震のように、今後大規模な災害がいつどこで起こるかわからない状況にあり、そうした災害に備えるためには、活力ある地域コミュニティを形成し、地域防災力を高めていくことが大切です。

そのためには、市民と行政が一体となり、協働のまちづくりをより一層推進していくことが必要であり、市民に近いまちづくりセンターに求められる役割はますます重要になっていきます。

地域の人々が、「集い」、「学び」、「繋がる」ための社会教育活動を行うことにより地域のコミュニティを底上げし、社会教育士をはじめとしたまちづくりセンター職員のスキルやファシリテート力を最大限に発揮して住民のまちづくり活動を支援することが、「持続可能なまち」をつくることに繋がります。

しかしながら、まちづくりセンターの役割が増えれば増えるほど、職員の負担も増えるため、まちづくりセンターの機能を維持するには、体制の見直しが必要であることがわかりました。

今後のまちづくりセンターの体制の実現に向けて、部会委員の皆さんと一緒に、視察を踏まえてこれまでのまちづくりセンターの取組を評価・検証し、これからの在り方について検討、協議を重ねてきました。

これまでの検討結果を、今後のまちづくりセンターの方向性を示す「浜田市まちづくりセンターの評価・検証結果報告書」としてとりまとめましたので報告いたします。

令和6年 月 日

浜田市協働のまちづくり検討部会
部会長 長 畑 実

2 評価検証の経緯及び趣旨

浜田市では、平成 17 年 10 月の市町村合併時に導入した「浜田那賀方式自治区制度」（以下「自治区制度」という。）のもと、「地域の個性を活かしたまちづくり」と「一体的なまちづくり」を進めてきました。

その自治区制度の精神や良いところを引き継ぎつつ、新たなまちづくりを進めるため、「浜田市協働のまちづくり推進条例」を施行し、令和 3 年 4 月に市内 35 館（うち分館 9 館）の公民館をまちづくりセンターへ移行しました。

移行にあたっては、浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会及び公民館のコミュニティセンター化検討部会がまとめた「浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」（以下、「報告書」という。）を基本とし、浜田市まちづくりセンターの制度を構築しました。

移行して約 3 年が経過し、まちづくりセンターが設置目的等に沿って適正に運営できているか評価検証等を行うとともに、センターの運営方式について検討等を行うため、浜田市総合振興計画審議会に専門部会として「浜田市協働のまちづくり検討部会」を設け、今日まで議論を重ねてきました。

3 浜田市のまちづくりセンターの概要

- (1) 施設数 35（うち分館 9）
浜田：16（うち分館 9）、金城：6、旭：5、弥栄：2、三隅：6
- (2) 所管 浜田市
- (3) 根拠
 - ・浜田市まちづくりセンター条例
 - ・浜田市まちづくりセンター条例施行規則
- (4) 管理運営 市直営
- (5) 機能・役割
 - ・社会教育の推進
 - ・まちづくりに資する人づくりの推進
 - ・防災拠点、まちづくり拠点
 - ・地域の実情に応じた活動の支援
- (6) 職員体制 101 名（令和 5 年 8 月末現在）
 - ※1 センターあたり、センター長 1 名と主事 2 名の配置を原則とし、人口規模等によって加配
 - ※まちづくりコーディネーターを配置

4 評価検証体制

浜田市総合振興計画審議会に「浜田市協働のまちづくり検討部会」を設置し、次の構成員で評価検証を行いました。(評価検証の経過については6ページのとおり)

(敬称略)

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会		長 畑 実	部会長
2	浜田市社会教育委員の会	会 長	富金原 完	副部会長
3	浜田市まちづくりセンター合同連絡会	会 長	原 田 和 義	
4	浜田地域協議会	会 長	村 井 栄美子	
5	金城地域協議会	委 員	宮 本 美保子	
6	旭地域協議会	会 長	岡 山 令 子	
7	弥栄地域協議会	会 長	徳 田 マスエ	
8	三隅地域協議会	会 長	岡 田 綾 子	
9	後野町まちづくり推進委員会	会 長	虫 谷 昭 則	
10	今福まちづくり委員会	会 長	岩 崎 敏	
11	ふる里市木	会 長	徳 川 博	
12	弥栄のみらい創造会議	会 長	石 橋 正 夫	
13	三隅地域まちづくり会議	会 長	久保田 耕 治	

5 評価検証経過

令和4年9月から令和□年□月にかけて計□回の会議を開催し、評価検証を行いました。

会議等	開催日	議題等
第1回	R4. 9. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・評価検証の基本的な方針について ・令和3年度のまちづくりセンターの実績、評価検証の内容及び方法について ・評価検証のスケジュールについて
第2回	R4. 12. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター職員、地区まちづくり推進委員会及び他自治体へのアンケートの実施について
第3回	R5. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター職員、地区まちづくり推進委員会及び他自治体へのアンケート集約結果について
第4回	R5. 6. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査（アンケート）の実施について ・まちづくりセンター施設利用者アンケートの実施について
第5回	R5. 8. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンターの視察 (浜田、周布、今福、和田、杵束、岡見、黒沢)
第6回	R5. 8. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査（アンケート）の集計結果について ・まちづくりセンター施設利用者アンケートの集計結果について
第7回	R5. 11. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・評価検証結果報告書（素案）について ・報告書作成に向けた意見交換について
第8回	R6. 2. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市社会教育委員の会の意見書「まちづくりセンターにおける社会教育の推進に向けて（意見書）」について ・報告書作成に向けた意見交換について
第9回	R6. 3. □	<ul style="list-style-type: none"> ・評価検証結果報告書（案）について

6 評価検証項目

まちづくりセンターの評価検証に当たっては、令和2年6月に作成された「浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」において検討をされた15の項目を基本とし、令和3～5年度の取組等について評価を行い、そして今後の在り方等について提案しています。

【評価検証項目】

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 設置の目的 | ⑨ 使用許可 |
| ② 名称等 | ⑩ 運営推進委員 |
| ③ 所管 | ⑪ 運営方式 |
| ④ 業務（事業） | ⑫ 社会教育の推進体制 |
| ⑤ 職員 | ⑬ 連絡調整体制 |
| ⑥ 職務 | ⑭ 職員の育成 |
| ⑦ 開館時間及び休館日 | ⑮ 保険 |
| ⑧ 使用料及び使用料の減免 | |

部会会議写真

協働のまちづくり検討部会の様子



令和5年8月 まちづくりセンター視察

また、評価検証及び今後の在り方を検討するに当たり、浜田市社会教育委員の会から浜田市教育委員会に提出された「まちづくりセンターにおける社会教育の推進に向けて（意見書）」を一部参考にしています。

7 評価検証内容

先に示した項目を基本とし、まちづくりセンター職員や市民等へのアンケート調査、他の類似自治体へのアンケート調査、まちづくりセンターの視察を行いました。

その上で、関係団体等からの意見や浜田市の考え方を踏まえて議論・検討を行い、その結果を次のとおり「評価」と「今後の在り方」として整理しました。評価に当たっては、成果があった点を「○」、課題点を「●」として表記しています。

なお、個々の議論の経緯や内容については、別途、浜田市ホームページで公表されている会議結果をもって報告に代えます。

① 設置の目的

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センターは、自治区制度に代わる「(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例」に基づく地域拠点施設とする。
- ◆ センターは、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進等するとともに、地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習を推進し、もって地域課題の解決等を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与する施設とする。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 浜田市まちづくりセンター（以下、「センター」という。）は、浜田市協働のまちづくり推進条例第22条の規定に基づく協働のまちづくりの活動拠点とする。
※社会教育法に基づく公民館の位置付けはなくなる。
- ◆ センターは、協働のまちづくりを推進するとともに、人材を育成する社会教育・生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会を実現することを目的に設置する。

【評価】

- 地区まちづくり推進委員会の事務局を担うセンターが、12か所から19か所に増える等、地域の拠点施設としての機能が向上している。また、公民館時から事務局を担っていたセンターについても、事務局機能の充実が見られる。
- 町内会等のまちづくり活動団体との関わりが増えたことにより、様々な団体を巻き込み、事業や活動を行うだけでなくまち全体へ視点が向けられる等、半数のセンターで社会教育の推進について拡大や変化が生じている。
- 市民を対象としたアンケート調査結果において、まちづくりセンターのイメージとして「地域活動の拠点」が2番目の位置にあり、地域の拠点としての位置づけが定着してきている。
- 地区まちづくり推進委員会がエリア内に複数あるセンター等においては、均等に支援をすることが業務量や職員体制上困難であり、関わりが持ちにくい現状がある。
- 市民を対象としたアンケート調査結果において、まちづくりセンターが何をしているかわからないという意見が多く、情報発信不足が否めない。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P6問8、P12問17、P45問5、P60問3、P63問10

【今後の在り方】

- ・ まちづくりセンターは、引き続き協働のまちづくりの活動拠点とする。
- ・ 設置目的のより一層の達成のため、地区まちづくり推進委員会が複数あるセンターへの支援と、情報発信の強化を図ること。

まちづくりセンターになり、体制が強化されたことから、多くの地区で地区まちづくり推進委員会等との関わりが増え、地域の拠点施設としての機能が高まっており、現在の制度を継続すべきであると考えます。

しかしながら、一部のまちづくりセンター（特に地区まちづくり推進委員会が地区内に複数存在するまちづくりセンター）においては、まちづくり活動団体との関係性が薄い現状があることから、より一層のサポートや体制の見直しが必要です。

また、公民館時からの課題ではありますが、まちづくりセンターで何をしているかわからないという意見が多いことから、SNS や教育委員会が活用している「すぐーる」等、様々な手法での情報発信が必要です。

② 名称等

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 公民館が新たな地域拠点として変わることや新しいまちづくりの仕組みが始まることを広く周知するためにも、施設の名称は変更することが望ましい。
- ◆ 「コミュニティセンター」という名称は馴染みがなく分かりにくいことから、施設の正式名称としては、「まちづくりセンター」が適当と考える。ただし、「公民館」という名称が定着している実態等も踏まえ、各センターにおいて地域独自の通称や呼称を用いることも認めるべき。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 正式名称は、「まちづくりセンター」とする。
例) 石見公民館 ⇒ 石見まちづくりセンター
- ◆ 通称等の使用も可能とする。
例) 波佐まちづくりセンター = ときわ会館

【評価】

- 施設利用者には、「まちづくりセンター」という名称が馴染んできている。
- 市民を対象としたアンケート調査結果では、名称が馴染んでいるかという問いに対し、「どちらともいえない」が最も多く、「馴染んでいる」と「馴染んでいない」が同割合であり、**名称が浸透していない**。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P60 問2、P69 問7

【今後の在り方】

- ・ **様々な媒体を活用し、幅広い世代への情報発信に取り組み、事業等に参画してもらうことを通じ、名称の浸透を図ること。**
時間はかかりますが、**まちづくりセンターの情報発信を更に強化し、まちづくりセンターで行っている事業や活動に参画してもらうことで、名称も浸透していくと考えます。**

③ 所管

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センターの所管については、市長部局への移管が適切と考えるが、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが求められる。
- ◆ 所管が市長部局と教育委員会にまたがる場合には、事務手続き等においてセンター職員の負担が増えないよう配慮すること。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センターは、市長部局が所管する。
- ◆ 社会教育を推進するため、市長部局に社会教育担当課を創設する。
- ◆ 市長部局の社会教育担当課の職員は、教育委員会との併任とし、市長部局と教育委員会の連携強化を図る。

【評価】

- 本庁及び支所の相談体制や、日常の事務手続について、公民館時から大きな変化はないという意見が多いが、それに次いで「相談しやすくなった」、「わかりやすくなった」という意見が多く、円滑に所管の移行ができたことは評価できる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P1 問1、P3 問3、P4 問5

【今後の在り方】

- ・ **引き続き市長部局の所管とし、教育委員会と連携した取組を継続すること。**

まちづくりセンターは市長部局所管ですが、社会教育の推進に関しては教育委員会としっかりと連携した取組が必要です。

また、協働のまちづくりに対する方針や市の考え方を、研修等を**通**じてまちづくりセンター職員へしっかりと伝えていく必要があります。

④ 業務（事業）

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センターの主な業務は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」、「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」、「貸館業務」、「行政窓口業務」とする。
- ◆ 「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」については、地区まちづくり推進委員会の活動状況や設立状況に応じ、当該団体の事務局を担うなどして、まちづくり活動の推進や促進、支援等に取り組むものとする。
- ◆ 「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、現在の社会教育事業（共育・ふるさと郷育など）や生涯学習事業を引き続き実施し、社会教育を基盤とした人づくりに取り組むものとする。
- ◆ 各センターの事業については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を企画し、実施することが望ましい。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センターの主な業務は、次のとおりとする。
 - ・ 協働のまちづくりの推進
地区まちづくり推進委員会の事務局を担う又は協力する関係を構築するなどし、協働のまちづくりを推進する。
 - ・ 社会教育及び生涯学習の推進
ふるさと郷育やはまだっ子共育推進事業などを通じた人材育成に取り組む。（社会教育法第22条に規定された事業を含む。）
 - ・ その他センターの設置目的を達成するために必要な業務（該当するセンターのみ）…貸館業務、行政窓口業務
 - ・ 個々のセンターの事業については、派遣社会教育主事やまちづくりコーディネーターと連携しながら、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を企画し、実施する。
 - ・ センター事業の実施に必要な予算（センター活動費）については、現行の公民館活動費の拡充を図る。

【 評 価 】

- 小学校が複数あり、児童数が多い地区においては学校支援等の事業、中山間部においては地域ぐるみの耕作放棄地対策事業や高齢者の見守りを兼ねた弁当宅配事業など、まちづくりセンターが拠点となって地域の実情に応じた事業構築ができています。
- これまで公民館で担ってきた社会教育の手法を活かし、まちづくり活動に繋げる等の事業の拡大ができており、評価できる。
- 協働のまちづくりの推進に関する業務(主に地区まちづくり推進委員会の事務局等支援業務)に加え、貸館業務については施設使用者の増加による対応や、地域行政窓口については敬老福祉乗車券の販売が増えるなど、職員の業務量や負担が増えている。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P15 問 22、P16 問 24、P17 問 25・問 26、P19 問 29

【今後の在り方】

- ・ 現状の業務（事業）を基本としながらも、業務量が多いセンター(特に地区内に学校数が多いセンターや、地区まちづくり推進委員会の事務局業務量が多いセンター)については、業務内容を把握・整理し、必要に応じて職員体制等を充実すること。

まちづくりセンターの業務遂行体制については、公民館時と比較して職員数が増える等充実が図られていますが、約 7 割のセンターで業務量が増えているという状況です。一部のセンターでは、業務量がより一層増えたことによる対応に追われ、まちづくりの業務まで手がまわらないといった声もあり、そうしたセンターの体制整備について、検討していく必要があります。

⑤職員

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センターの職員は、センター長1名、センター職員2名を基本とし、地域の実情に応じて加減する。なお、人員増となるセンターにおいて確実に人材を確保できるよう、基本的に公募方式とすることが望ましいが、地元精通者の優先採用には配慮が必要である。
- ◆ センター長については、公民館の機能充実に伴い、勤務時間の拡充が必要と考える。ただし、勤務時間の拡充が人材確保の足かせになることが懸念されることから、センターによって柔軟な対応ができる仕組みを検討すること。
- ◆ 現在の館長や主事が有しているノウハウや地域のつながりは貴重な財産であることから、コミュニティセンター化しても継続任用されることが望ましい。
- ◆ センター間の連携や調整を図る「連携主事」の配置よりも、各地域やセンターにおいて特色あるまちづくり活動や社会教育事業が行われるよう必要な助言等を行う「(仮称)まちづくりコーディネーター」の配置が必要である。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センターには、基本的に次の職員を配置する。
 - ・センター長 1名
 - ・主事 2名(まちづくり担当・社会教育担当：各1名)
※地区の人口が概ね5,000人を超える場合は主事3名
※まちづくり担当の主事については、総務省の集落支援員制度^(注)の活用を検討する。
※センター長及び主事は、市の会計年度任用職員とする。
- ◆ 当面の間は、次の条件を加えて運用する。
 - ・現在の職員体制(人役)を下回らないようにする。
 - ・センター長の勤務時間は、月17日(131時間45分)勤務を基本としつつ、月52時間又は80時間勤務も可能とする。
 - ・センターの業務に応じて、センター単位での基本体制の人件費を限度として、パート主事(パート事務員)を配置する。
- ◆ 職員体制については、3年程度の評価検証期間において改めて整理する。
- ◆ 現館長及び主事については、本人の意向を尊重した上で、継続任用する。なお、センター長については、地域の意向も踏まえて選任する。

(注)平成20年8月の総務省通知「過疎地域等における集落対策の推進について」において公表され、始まった集落対策の制度の1つです。地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を市町村が配置する場合は、その配置に要する経費を特別交付税措置の対象経費に計上できることとなりました。

集落支援員は「専任」と「兼任」の2種類があり、浜田市においては対象地区のまちづくりセンター職員を「兼任」の集落支援員としています。

【 評 価 】

- 職員体制については、6割以上のセンターが適正であると回答しており、公民館時と比較して適正な人員配置ができています。
- 協働のまちづくりの推進に関する業務(主に地区まちづくり推進委員会の事務局等支援業務)に加え、貸館業務については施設使用者の増加への対応や、地域行政窓口については敬老福祉乗車券の販売が増えるなど、職員の業務量や負担が増えており、一部のセンターでは職員数が足りていない現状が見て取れる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P17 問 26、P21 問 33、P25 問 39、P56 問 12・問 13

【今後の在り方】

- ・ 全体の職員数は現状を維持しつつ、業務量が多いセンターについては、業務内容を把握・整理し、必要に応じて職員体制を充実すること。

まちづくりセンターの職員体制については、公民館時と比較して充実が図られていますが、業務量が多い一部のセンターでは職員数が不足しているという声があります。

今後については、地区内の人口規模に応じた職員配置によらない配置基準を設ける等、センターの実情に応じた人員配置について、検討していく必要があります。

しかしながら、他の類似自治体と比較して、浜田市は施設数と職員数が多いため、より実情に見合った職員体制を検討しながらも、国や県の支援制度も活用しつつ、限られた財源の中で持続可能な体制にしていくことが求められます。

⑥職務

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センター長及びセンター職員の基本的な職務は、次のとおりとする。ただし、職員配置や地域の状況に応じて柔軟な対応が必要である。
 - ・センター長は、センターの行う各種業務を所掌し、センター職員を指揮監督する。
 - ・センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。
- ◆ (仮称)まちづくりコーディネーターは、各地域において特色あるまちづくり活動等がより一層行われるよう適切な助言や支援を行う。
- ◆ (仮称)まちづくりコーディネーターは、5名程度で支援チームを構成し、必要に応じて各地域への助言等を行う体制とすることが望ましい。
- ◆ 土日夜間等の業務の増加が想定されることから、センター職員等の勤務条件の見直しが必要である。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センター長及び主事その他の職員(以下「センター職員」という。)の基本的な職務は、次のとおりとする。
 - ・センター長は、センターの行う各種事業を所掌し、所属職員を指揮監督する。
 - ・主事その他の職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。
- ◆ 「まちづくりコーディネーター」を次のとおり配置する。
 - ・各センターや地区まちづくり推進委員会において、地域の状況に応じた特色あるまちづくり活動等が行われるよう支援を行う。
 - ・配置人数は、5名程度とする。
 - ・所属は、センター所管課とする。ただし、主な勤務場所は、担当地域(現自治区)の事務所又はセンターとする。
 - ・まちづくりコーディネーター同士の情報共有を密に行いながら、必要に応じて特定の地域へ重点的に支援を行うなど、柔軟な支援体制を構築する。
- ◆ まちづくりコーディネーターの人材については、次のいずれかの条件を満たすことを基本としながら、幅広く人材を募る。
 - ・社会教育主事講習修了者、社会教育主事単位習得者及び社会教育士
 - ・公民館又はまちづくり支援の経験者(概ね5年以上)
 - ・大学等研究機関の研究者
 - ・行政経験者
 - ・その他まちづくりや社会教育に精通している者
- ◆ センター職員及びまちづくりコーディネーターについては、夜間の会議や土日等の行事への対応が必要になることから、時間外勤務(時間外手当)のルールを定めて運用する。(規定勤務時間内で従事することが原則)

【 評 価 】

- 7割以上のセンターで事務分担を明確にしており、9割以上のセンターで適宜ミーティング等によって情報共有に努めていることは評価できる。
- まちづくりコーディネーターを配置したことにより、地区まちづくり推進委員会の設立支援及び活動支援等が進み、令和3年度より新たに2つの地区まちづくり推進委員会が設立されたこと、その他の町でも定期的な話し合いの場が確立されたことは成果である。
- まちづくりコーディネーターについては、地区まちづくり推進委員会の設立に力を入れながらも、6割以上のまちづくりセンターと連携がとれており、まちづくりセンターと担当課等の繋ぎ役として重要な役割を担っている一方で、5人という体制上、全ての地区に均等な支援が行き届いていない。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P20問31、P21問32、P23問36、P24問38

【今後の在り方】

- ・ センター長、主事及びその他の職員の職務については、現状を継続しつつ、全てのセンターにおいて事務分担や情報共有ができるよう努めること。
- ・ まちづくりコーディネーターは引き続き配置しながら、地区単位での支援の仕組み等新たな体制について検討すること。

まちづくりコーディネーターを配置したことによって、この3年間で地区まちづくり推進委員会の設立及び各地域の活動が推進され、地区まちづくり推進委員会の組織率が向上しているため、引き続き配置が必要であると考えます。

まちづくりコーディネーターの助言等によって、そうした成果が表れている一方で、助言ではなく事務支援を望む声もあるため、事務をサポートする新たな人材を別に配置する等、きめ細やかな支援ができる制度構築が必要です。

⑦ 開館時間及び休館日

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 開館時間については、現行の開館時間（9：00～21：00）を基本とする。
- ◆ センターの使用ができない日（以下「休館日」という。）については、全センター統一化を図り、年末年始（12月29日～1月3日）のみとする。
- ◆ 各センターの使用状況やセンター職員の勤務条件を踏まえ、土日祝日や一部の平日については、職員不在日や管理人配置によって対応する。また、開館時間及び休館日は、必要に応じて変更できるものとする。
- ◆ 臨時の休館日や職員不在日を設定する際には、行政窓口業務が行われない状況になることから住民周知を徹底すること。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 開館時間は、9：00～21：00とする。
- ◆ 休館日は、年末年始（12月29日～1月3日）とする。
- ◆ 開館時間及び休館日は、必要があると認めるときは変更できるものとする。
- ◆ センター職員の勤務時間は、原則、平日の8：30～17：15とする。
- ◆ 原則、土日祝日は、センター職員不在日とする。ただし、管理上、必要と認める場合は、この限りでない。

【評価】

- 市民はどの地区のまちづくりセンターも利用できることから、開館日と開館時間を全市で統一をしたことについては、施設利用者の目線に立った改正であり、評価できる。
- 開館日及び開館時間について、少ない・短いと感じている市民は全体の2%、施設利用者は1%となり、現状が適正である。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P26 問40、P61 問5、P69 問9

【今後の在り方】

・開館日と開館時間については現状を維持する。

新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、まちづくりセンターになり、公民館時よりも施設利用者数が増えており、現状の開館日と開館時間が適正であると考えます。

⑧ 使用料及び使用料の減免

⑧使用料及び使用料の減免

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 使用料については、全センター統一化を図って徴収する。
- ◆ まちづくり活動や社会教育活動、生涯学習活動の目的で使用する場合に使用料を原則免除することが望ましい。
- ◆ 現在徴収している冷暖房費の実費については、使用料に含めて徴収する。
(これにより、まちづくり活動等で使用する際に冷暖房費が免除され、負担軽減による活動の活性化が見込まれる。)

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 全センター統一の使用料を定めて使用料を徴収する。(一室の面積に応じた使用料を定める。)
- ◆ 営利目的又は市外者の利用に対しては使用料を2倍にする。また、両方に該当する場合には、使用料を3倍にする。
- ◆ 使用料の減免については、次のような場合を減免対象とする。また、減免申請は、使用申請と一体的に手続きできるようにする。(申請書の一本化)
 - ・市又は市教育委員会が主催、共催又は後援する場合
 - ・まちづくりや社会教育、生涯学習を主な活動目的とする団体が使用する場合
 - ・上記以外の団体が、センターの設置目的に沿った使用をする場合(物販を行う場合や実費を超える入場料を徴収する場合を除く)
 - ・市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校及び高等教育機関の学生等が使用する場合
 - ・その他市長が必要と認める場合
- ◆ 冷暖房費は、使用料とは別に徴収しない方向で調整する。

【評価】

- 使用料の減免規定ができたことにより、貸館の回数が多いセンターでは、公民館時より使用しやすくなったという声が多い点は評価できる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P72 問 16、P73 問 17

【今後の在り方】

- ・ 減免規定も含め、施設使用料については現状を維持する。

減免規定ができたことにより、施設が使用しやすくなり使用者も増えているため、地域の拠点施設として引き続き現行制度を維持すべきと考えます。

⑨ 使用許可

⑨使用許可

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 使用申請の手続きは、現行どおり「事前申請・事前許可」を基本とする。
- ◆ 使用許可条件については、他の公共施設と同程度とし、まちづくり活動等に柔軟に活用できる施設とする。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センター使用申請の手続きは、現行どおり「事前申請・事前許可」を基本とする。
- ◆ センターの使用を許可しない場合は、次のとおり他の公共施設と同様とし、社会教育法第23条に定める使用制限（専ら営利に使用など）は適用しない。
 - ・ 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき
 - ・ 施設等を汚損等するおそれがあるとき
 - ・ 暴力団等の利益になる使用をするとき
 - ・ その他管理上支障があると認める使用をするとき

【評価】

- 使用許可条件を他の公共施設と同様としたことにより、民間事業者等の使用（移動販売等）も増え、それが住民へ還元されていることは評価できる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P15 問22・23

【今後の在り方】

- ・ 施設使用許可については現状を維持する。

⑩ 運営推進委員

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センター事業を円滑に推進していくために、現在の公民館と同様に「運営推進委員^(注)」を設置できることとする。
- ◆ 「運営推進委員」の定員については、上限を撤廃し、地域の実情に応じて設置できるようにすることが望ましい。
- ◆ 各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営すること。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センターに運営推進委員を置くことができることとする。
- ◆ 運営推進委員の上限（現状20人）は撤廃する。
- ◆ 運営推進委員に地区まちづくり推進委員会などの地域団体から就任してもらう、地域団体等との連絡会議を設置するなど、センターと地域団体等が協議・情報共有できる仕組みをセンターごとに構築する。

(注)運営推進委員とは、まちづくり又は社会教育の推進に取り組んでいる方やセンターの利用者からセンター長が選任した方であり、センター事業を円滑に推進するための応援者として各センターごとに設置されています。

【評価】

- 定員上限を撤廃したことにより、20人以上の運営推進員を設置するセンターも一部見られる。また、地区まちづくり推進委員会の関係者を委員にする等、運営推進委員の見直しを図っているセンターがでてきたことは評価できる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P30 問50・51、P31 問52・53、P32 問54

【今後の在り方】

- ・ 運営推進委員の定員については現状を維持しつつ、選任基準等については見直しを図ること。

地域の声の反映、各種団体と連携したセンター事業等の構築においては、運営推進委員の制度は非常に重要であり、今後も現状の制度の継続が必要であると考えます。ただし、委員の選任方法等がセンターによって異なるため、一定程度の基準を設けると同時に、幅広い人材の確保に努めることが必要です。

⑪ 運営方式

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ コミュニティセンター化した後の運営方式については、全市的な協議組織においてコミュニティセンター化の評価・検証に合わせて検討する必要がある。
- ◆ 委託について検討する場合には、委託へ移行する時期の妥当性等も含めて、十分な検討を行うこと。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 3年程度は検証期間とし、直営で運営しながら運営体制や運営方式について検討する。
- ◆ センターが設置目的等に沿って適正に運営できているか評価・検証等を行うとともに、センターの運営方式について検討等を行うため、浜田市総合振興計画審議会に専門部会を設ける。(委員は、コミュニティセンター化検討部会の構成を基本に選考する。)

【評価】

- 直営で運営したことにより、地域の実情に応じた運営をしつつも一定程度統一した運営体制を構築でき、公民館からまちづくりセンターへ移行する過渡期においては直営での運営が効果的であったと思われる。
- 仮に管理運営を委託等に出すとしても、施設の性質上どこに出すのかが大きな課題として残っている。その候補団体である地区まちづくり推進委員会については、まちづくりセンターの管理運営を担うことに対して前向きな団体が全体の2割弱となっており、全市的に管理運営の委託や指定管理者制度の導入をすることはまだ困難な状況である。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P48 問11

【今後の在り方】

・運営方式については、市直営の運営を継続すること。

まちづくりセンターの管理運営方式については、令和2年度のコミュニティセンター化検討部会においても議論され、当面3年程度は直営で運営し、再度検討する方針となっていました。

外部委託や指定管理（以下、委託等という）により、施設の管理運営を地域の団体（浜田市でいう地区まちづくり推進委員会）が行うケースは他の自治体でも事例があり、県内では雲南市、江津市が同様の管理運営形態を採用しています。

そのメリットとしては、指定管理料を含むその団体の予算の範囲内において、各種事業の実施、施設の修繕や備品等の購入、人員の確保等が可能になる点です。

デメリットとしては、職員等を雇用した場合の労務管理や税務処理を地域団体で行う必要が出てくるため、その事務処理に追われることによる活動の衰退や、社会教育の衰退等に繋がる恐れがあることが挙げられます。

しかしながら、最大の課題は、センター長や主事等の人材確保を地域団体で担うことになるため、人材が不足している地域にとってはその確保が大きな負担になってしまうという点です。

以上のことから、まちづくりセンターの管理運営を委託等により外部に出すことはデメリットの方が大きいため、持続可能な協働のまちづくりを推進していくためには、直営での管理運営を継続することが望ましいと考えます。

ただし、そうしたデメリットを考慮した上でも、地域での管理運営を希望するところについては、配慮が必要であると考えます。

⑫ 社会教育の推進体制

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 社会教育の所管や推進体制については、社会教育をより一層推進するという視点に立って整理すること。
- ◆ 島根県の派遣社会教育主事については、引き続き2名の配置を県へ要請するとともに、市長部局と教育委員会との兼務など、社会教育とまちづくりの推進につながる配置を検討する必要がある。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 社会教育をより一層推進するため、市長部局に社会教育担当課を創設する。
〔再掲〕
- ◆ 市長部局の社会教育担当課の職員は、教育委員会との併任とし、市長部局と教育委員会の連携強化を図る。〔再掲〕
- ◆ 社会教育担当課及びまちづくり担当課は、常に連携して業務に当たることができるよう部署配置に配慮する。
- ◆ 島根県の派遣社会教育主事は、引き続き2名の配置を県へ要請する。（市教育委員会が派遣先となることから市長部局との兼務とする。）
- ◆ 市長部局への社会教育の浸透を図るため、市職員に対して社会教育に係る研修を実施する。

【 評 価 】

- 社会教育の推進体制については、変化がないという意見が大多数ではあったが、まちづくりセンターに移行し、半数のセンターで社会教育の事業の拡大や変化があったことは評価できる。
- 派遣社会教育主事については、公民館時から引き続いて2名体制を維持したことにより、センターへ適切な助言ができています。
- 例年同じ事業の繰り返しにより、社会教育を基盤としたひとづくり（人材育成）ができていないセンターがある。
- センター職員への社会教育に係る研修はされているが、市職員に対する社会教育研修が実施されていない。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P12 問 17、P12 問 18、P32 問 55、P33 問 57、P34 問 59
まちづくりセンターにおける社会教育の推進に向けて（意見書）【社会教育委員の会】

【今後の在り方】

- ・ 社会教育の事業の拡大や変化があったセンターの取組や情報を全体で共有し、連携できる体制づくりに努めること。
- ・ 社会教育に精通した人材を活用し、協働推進員等の市職員に対する研修を実施すること。

社会教育委員の会の意見書によると、人材育成を目的に事業を実施したまちづくりセンターには、社会教育士の称号を持った職員が勤務していることが多い傾向にあることがわかりました。今後の社会教育の推進体制づくりのためには、そうしたセンターの取組を全センターで共有し、学び合う環境づくりが必要です。

また、社会教育の考え方や手法は、協働のまちづくりの基盤となるものであり、市のどの部署でも活用できるものであるため、これまでできていない市職員への研修の実施が必要であると考えます。

⑬ 連絡調整体制

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営する。(再掲)
- ◆ 現自治区ごとに、現在の館長・主事会と同様の連絡会を設置し、現自治区単位でのセンター間の情報共有や連絡調整を図る。
- ◆ 市全体に、現在の公民館連絡協議会と同様の連絡協議会を設置し、センター全体の情報共有や連絡調整を図る。
- ◆ 公民館のコミュニティセンター化についての評価・検証・改善提案等や運営方法について検討する全市的な組織(協議会など)を設置する。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 運営推進委員に地区まちづくり推進委員会などの地域団体から就任してもらう、地域団体等との連絡会議を設置するなど、センターと地域団体等が協議・情報共有できる仕組みをセンターごとに構築する。〔再掲〕
- ◆ 各地域(現自治区)に、地域連絡会を設置し、各地域(現自治区)単位でのセンター間の情報共有や連絡調整を図る。
- ◆ 市全体に、浜田市まちづくりセンター連絡協議会を設置し、センター全体の情報共有や連絡調整を図る。
- ◆ センターが設置目的等に沿って適正に運営できているか評価・検証等を行うとともに、センターの運営方式について検討等を行うため、浜田市総合振興計画審議会に専門部会を設ける。〔再掲〕

【評価】

- 全体連絡会議が年4回、各地域のセンター長会議及び主事会議が定期的(多い地域では年12回以上)に行われており、センターへの情報共有は図られている。その連絡調整体制については、現状がちょうど良いと10割近くの職員が回答しており、評価できる。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P35 問60・61

【今後の在り方】

- ・ 連絡調整体制(全体連絡会議、センター長会議、主事会議等)については現状を維持する。

現状の連絡調整体制を維持しながら、その内容については、情報提供や資料提供だけでなく、職員間で交流や議論ができる時間を確保することで、職員のモチベーションアップにもつながると思います。

⑭ 職員の育成

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ センター職員のスキルアップや不安解消に向けて、計画的な研修の開催や研修参加機会の拡充に取り組むこと。
- ◆ センター職員が、社会教育主事講習を含む各種研修を積極的に受講できるようにするため、職務の調整や予算の確保に努めること。また、社会教育主事等の有資格者(注)に対する優遇措置を検討すること。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ センター職員に対する研修については、人材育成の観点から研修内容を検討し、社会教育主事講習を含めて計画的な受講に取り組んでいく。
- ◆ 研修メニューの充実を図るとともに、職務の調整を含め研修に参加しやすい環境づくりに努める。
- ◆ 社会教育主事等の有資格者に対する優遇措置については、全市的な有資格職員への措置と関係することから継続課題として、引き続き検討する。

(注)社会教育主事講習の受講を修了した者は、「社会教育主事の有資格者」となり、教育委員会からの発令によって「社会教育主事」となります。社会教育法の改正に伴い、令和2年度より「社会教育士」の称号ができ、教育委員会からの発令がなくとも社会教育士として名乗ることができるようになりました。

【評価】

- まちづくりセンター化後は、月に1回程度のペースで研修を実施され、その結果がアンケートにも表れており評価できるが、**研修回数**は増えたが内容が不十分という声も一部あるため、職員のニーズを把握し、スキルアップにつながるような研修の実施が必要である。
- 総合振興計画の目標値である社会教育士の称号を取得するための社会教育主事講習の受講希望が少ないため、増やすための取組が課題である。

参考

「まちづくりセンターの評価・検証」に関するアンケート集計結果報告書
P36 問 64、P37 問 67

【今後の在り方】

- 研修回数は現状を維持しながら、内容についてはより充実を図ること。
- 社会教育士に対する優遇措置については、継続課題として引き続き検討すること。

研修については、まちづくりセンターになって実施回数が充実しており、引き続き現状を維持しながらも、内容が不十分という声もあることから、よりセンター職員が求める内容を企画することが重要になります。

まちづくりセンター担当課だけでなく、他部局の課も巻き込み、また、社会教育士の称号を持っているまちづくりセンター職員等と一緒に、より充実した内容の企画について検討が必要であると考えます。

社会教育士については、令和7年度末までに37人の取得者を目標としており、その達成に向けてより一層の周知啓発が必要です。

また、地方公務員は、国家資格等（一級建築士や図書館司書等）を保持していたとしても、資格保持による報酬増（資格手当）が無いことと同様に、まちづくりセンター職員が社会教育士の称号を取得していることによる報酬増は困難です。

そのため、称号を取得したことによって担える業務を明確にし、その業務を担う職種の報酬を改めて規定する等、今後も引き続き検討が必要です。

⑮ 保険

【令和2年度 コミセン化検討部会のまとめ】

- ◆ 公民館総合補償制度への継続加入は、最低限必要である。
- ◆ まちづくり活動への積極的な参加を促すためにも、自治会活動保険を含め、保険内容の充実を図る必要がある。

【令和2年度 市の方針】

- ◆ 公民館総合補償制度及び自治会活動保険は、それぞれに特長やメリットがあることから、引き続き両保険に加入する。
- ◆ 両保険の内容や手続き方法等について、改めて周知する。

【評価】

- 公民館総合補償制度に継続加入し、施設使用者が安心してまちづくりセンターを使用できる環境を続けたことは評価できる。
- 保険内容については、現状維持となっており、内容の充実が図られていない。

【今後の在り方】

- ・ まちづくりセンターに関連する保険を比較・整理し、より市民が安心してまちづくり活動に取り組めるよう内容の見直しを検討すること。

浜田市総合振興計画審議会条例

(目的及び設置)

第1条 浜田市の総合振興計画に関し必要な調査審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員及び職員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、総合振興計画に関する調査審議に要する間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月17日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月19日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月20日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

浜田市協働のまちづくり検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市協働のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）に関し必要な調査審議を行うため、浜田市総合振興計画審議会の下部組織として浜田市協働のまちづくり検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及びその進捗管理に関する事項
- (2) 浜田市まちづくりセンター条例（令和2年浜田市条例第41号）第2条に規定するまちづくりセンターの検証に関する事項

(組織)

第3条 部会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員及び職員
- (3) 浜田市地域協議会の代表（各地域1人）
- (4) 地区まちづくり推進委員会の代表（各地域1人）
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる事務が完了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が会議に出席した場合は、報償費にあつては浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条

例第37号) 別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員に定める額、実費弁償にあつては同条例第5条の規定の例により支給する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、地域活動支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

【令和5年11月21日 第3回地域協議会 委員意見等一覧(後日回答となったもの及び補足のあるもの)】

No.	発言委員氏名	議題関連項目	意見要旨	当日の回答者	当日の回答要旨	担当課からの追加回答	担当課	備考
1	石川 正史 野上 理	4-(6) イ 上水道の管理	水道水の温度変化が著しい。調理等に支障がある。水温の計測など現状を把握し、原因究明・解決してほしい。(黒沢地区及び三隅霊園)	副市長	原因については、橋梁、地中もあるが、宅内の配管もある。霊園の件も含めて水道部に伝達する。	市が管理している水道管(配水管等)は、関係法令で定められた深さに埋設しています。また、貯水タンクや橋の導水パイプも、設計指針により設置しています。 貯水タンクや橋の導水パイプは、外部からの熱による影響を受け易いですが、水の使用状況により受ける影響は異なります。 使用水量が多ければ、貯水タンクや橋の導水パイプの中の滞在時間が短く、影響は受けにくくなります。逆に使用水量が少なければ、滞在時間が長くなり、影響を受けやすくなります。 各家庭の蛇口から出てくる水道水の温度は、水道施設の設置状況や使用状況の影響、本管から各家庭に繋がっている給水管の設置状況による影響を受けることとなります。 このように、各家庭の設置状況により対応も異なりますので、水温に関するご相談は直接、上下水道部工務課までご相談ください。 ※三隅霊園は、三隅火葬場と併せて個別に給水設備を整備し水を使用しています。使用水量により貯水タンクや配管内の水が外気温の影響を受ける場合あると思われる。	産業建設課 上下水道部工務課 市民福祉課(三隅霊園)	
2	石川 正史	4-(6) カ 水稲耕作者と地域住民の会議	水稲耕作者と地域住民による地域会議について、意味と目的を伺いたい。	副市長 産業建設課長	(副市長) 自身としては、農村RMOを推進している。まちづくりと農業をセットにして、農水省から補助金をもらう形式。資料があれば紹介したい。 (産業建設課長) 農業版の地域計画書を作るための会議。農業者や農地所有者に話し合いの中心となっていただきたいので、現在は農業委員や水利組合に話をしている。今後、必要に応じて自治会やまちづくり委員会にも説明に伺いたい。	農業の将来のあり方、担い手への農地集積の方針などを話し合い、地域農業の将来像にむけて地域計画を策定していきたいと考えています。 まずは農業者や農地所有者の意向や課題の整理を行い、必要に応じて自治会まちづくり委員会と一緒に検討していきたいと思ひます。	産業建設課	
3	石川 正史 丸山 義尚	4-(6) キ 市道等の管理	市が管理する道路において、竹が茂って困られている。住民での対応は困難なので、対応をお願いする。(具体的な箇所は不明)。 支障木など、行政の方で危険があれば早めに処置してほしい。 ひゃこるバスの運行ルート上でも、車両に接触するほど雑木が成長しているので、管理をお願いする。	副市長	道路パトロールも出しているが、十分ではないと思う。気づいたことがあれば遠慮なく言っていただきたい。 支障木伐採の予算もあるので、積極的に対応したい。	市道等の浜田市が管理する道路につきましては、日常の道路パトロールや住民の方からの通報を受けて、法面の補修や車両の通行に支障となる枝葉や竹の伐採等を行うなど、道路維持に努めておりますが、管理の行き届かない部分もあり、住民のみなさまにご迷惑をお掛けすることもあろうかと思ひます。 また、竹や支障木については、危険木・支障木緊急除去事業によりある程度まとまった範囲の伐採もしておりますが、毎年生えて伸びてくる竹を全て伐採することは難しいという点はご理解いただきたいと思ひます。 今後も異常や危険箇所等がありましたら、産業建設課まで連絡ください。	産業建設課	
4	石川 正史		物価高で生活が困窮しているという声がある。市でも独自に何か検討いただきたい。			国において給付金の支給や減税などの対策が取られています。市独自の給付は難しいかと思ひますが、対象となる方皆さんが給付等を受けられるよう制度の周知に努めます。	市民福祉課	
5	野上 理		耕作放棄地が増え、雑草、害獣、虫の被害が増えているので、対策してほしい。			基本的には、農地所有者が適切に管理することとなりますが、不在地主等により適切に管理ができず、結果的に耕作放棄地が増加し深刻な問題となっております。 対策としては、地域ぐるみで草刈などを行い鳥獣被害防止対策を行う支援制度もありますので、お気軽にご相談ください。	産業建設課	
6	篠原 正計		みのり会館が、2025年に解体の方針となっている。地区の集会所がなくなってしまうので、何もできなくなると懸念している。			浜田市公共施設再配置実施計画において、耐用年数経過後(2025年)に廃止の方針が出されており、行政財産としては廃止する方針です。 しかしながら、廃止後も地元で施設を貸付け集会施設として利用することも可能ですので、地元で施設の活用についてご検討ください。利用しない場合、最終的には解体することになります。 また、指定避難所に指定されているまちづくりセンターでも、土日問わず地域の行事等で利用することが可能ですので、そちらの活用もご検討ください。 (土日祝日は原則職員不在日ですが貸館利用は可能です。)	産業建設課 防災自治課	

No.	発言委員氏名	議題関連項目	意見要旨	当日の回答者	当日の回答要旨	担当課からの追加回答	担当課	備考
7	石川 正史	4-(6) ウ 乳がん検診	隔年になってしまった、地域での乳がん検診を、毎年にしてほしい。子宮頸がん検診は毎年行われている。	副市長	国の基準で実施していると思うが、年齢制限も含めて持ち帰り担当課と協議する。	がん検診については、国が推奨する「検査方法」や「対象年齢」「受診間隔」が示されており、浜田市では、国の指針に基づき、効果的で安全な受診体制の提供に努めています。 いずれの検診も国が推奨する受診間隔で実施し、乳がん検診は2年に1回としています。	健康医療対策課 市民福祉課	
8	石川 正史	4-(6) エ 子ども・子育て及び 少子化対策	浜田市子ども・子育て支援事業計画に、「婚姻率は類似団体と比較し、低くない」という見解があるが、比較団体に疑問がある。先進自治体との比較及び、過去の浜田市との比較を行い、婚姻率低下の背景と原因を探ることが必要。	副市長	出会い、結婚、出産、子育てをセットで考えている。特に出会いの部分については、企画をしても参加者が少ない状況。マッチングアプリの利用なども含め、検討していきたい。	計画策定等に際し比較する団体については、いただいたご意見を今後の参考にさせていただきます。 婚姻率の低下については、全国的な傾向ではありますが、本市における背景や原因も探ってまいります。 また、結婚、出産、子育てに繋がる前段階として、出会いの創出についても推進してまいります。	防災自治課 定住関係人口推進課	
9	石川 正史	4-(6) エ 子ども・子育て及び 少子化対策	不妊治療の助成は、保険適用となる6回を上限に設定してある。他の自治体も参考に、7回目以降も対象にしてほしい。	副市長	浜田市は保険適用になる前から助成していた。保険適用後に、逆に負担が増えた部分もあり、そこをサポートする形で更なる助成としている。 回数と年齢については課題があると考えている。	市の不妊治療助成は平成21年度から実施し、治療に係る経済的負担の軽減を図るため助成額や内容を拡充してきました。 現在、保険診療の自己負担部分(3割相当)や、保険診療外治療費を助成しており、対象年齢及び助成回数は、国の保険適用基準に合わせています。 治療効果や、身体的負担等の観点から、回数限度を設けるべきとの考えもあります。 治療された方からは、「助成事業が治療のきっかけとなった」「治療を継続する気持ちになった」等の声も聞いており、一定の成果があると感じています。	子ども・子育て支援課 市民福祉課	
10	石川 正史	4-(6) エ 子ども・子育て及び 少子化対策	浜田医療センターでは、人工授精は可能だが、体外受精はできない。必要な設備や医師の招聘など、体制を整えてほしい。	副市長	現状、医療センターに医師を配置するのは難易度が高い。広島等への交通費を補助するなど、方法は考えたい。	浜田医療センターにおかれましては、現状では、今以上の不妊治療に対応することは困難であるとのことであります。 浜田市では、不妊治療費の助成について、保険適用以降、制度を拡充し実施しています。助成内容等については、他自治体の状況など確認しながら今後も研究してまいります。	健康医療対策課 子ども・子育て支援課 市民福祉課	
11	石川 正史 三浦 幸治 鶴川 由美子 木村 正典	4-(6) オ ミニデイサービス	・公民館や集会所に集まって行っていた、ミニデイサービスを復活させてほしい。 ・サロン活動などで、専門知識のある保健師や栄養士に助けてもらいたい。 ・安否確認も含め、高齢者が「行く用事」「行く場所」を用意する必要がある。行政も協力していただきたい。	副市長	ミニデイについては、以前から伺っている。現在、サロン等も行っているが、出かけやすい物を考える必要がある。	介護予防の取組については、市開催のミニデイサービスが介護保険法の改正により平成28年度で終了し、介護保険事業所が提供するサービスに移行しました。 現在、保健師・栄養士等が地域に出向き、介護予防等に取り組む団体に対し、「百歳体操」や「出前講座」等を実施しています。 また通いの場の立ち上げ支援や継続的な支援、相談等を行っています。	健康医療対策課 市民福祉課	
12	富金原 美和子	4-(6) オ ミニデイサービス	保健師に併せ、栄養士を配置してほしい。	副市長	以前も伺い、担当課に伝えた。 常駐は難しいが、栄養士や保健師が三隅に来る回数を増やすように対応する。	栄養士は、基本的には毎週火曜日と、そのほかに健康教室や保健指導の日に三隅支所で勤務をしています。 常駐は難しいですが、12月から試行的に月1回月曜日を追加し、支所に勤務しています。健康づくりの推進に向けてよりよい体制を検討してまいります。	健康医療対策課 市民福祉課	
13	石川 正史	4-(6) ク 矢原地区の水道整備	矢原地区の水道問題について、進捗を伺う。	副市長 支所長	(副市長) 同様の施設を作る場合、高額な費用が必要になる。地元負担と管理の問題も含め、配水サービスなど色々な方法を検討している。 (市民福祉課長) 支所からも、地元の話し合いと一緒に参加し、どのような整備がよいか相談しながら検討している。 (支所長) 現状、市の水道事業とは別に、施設を市が管理することが困難。三隅地域内に4地区同様の管理をしている地区があるため、その整合性も含めて検討したい。	現在、全市的に水道未普及地域にある小規模給水施設に対する更新等の支援事業を検討しています。 矢原地区について、地域の方に今後の飲料水確保に関する要望等を聞きながら進めています。	市民福祉課	
14	丸山 義尚	4-(6) ク 矢原地区の水道整備	海老谷集落の水道設備も老朽化している。矢原地区だけの問題ではないことを認識していただきたい。			飲料水確保は、水道未普及地域全体の課題であり、小規模給水施設に対する更新等の支援事業を検討しています。 三隅地域内の小規模給水施設について、使用している地元の方に今後の更新等の意向・要望を伺っているところです。	市民福祉課	
15	三浦 幸治		医療センターで、予約はあったが長時間待たされた(11時予約、15時帰宅)。医療センターの体制を強化してほしい。			浜田医療センターにおいては、できる限り、予約時間に診察を受けていただけるようスタッフ一同努力はしておりますが、急患や重篤な患者の治療などにより、時間通りに診察が進まないこともあります。 これは、県西部の拠点的役割を果たす必要がある病院であるためとご理解いただきたいと思います。	健康医療対策課 市民福祉課	

No.	発言委員氏名	議題関連項目	意見要旨	当日の回答者	当日の回答要旨	担当課からの追加回答	担当課	備考
16	荒木 聖子		検診車での子宮頸がん検診には年齢制限があるが、高齢者になるほど交通手段がなくなる。上限年齢を迎え、検診を受けなくなった方もおられるので、検診車で受けられるようにしてほしい。	副市長	国の基準で実施していると思うが、年齢制限も含めて持ち帰り担当課と協議する。	子宮頸がん検診については、検診車で受ける場合は20歳以上の方、医療機関で受ける場合は20歳以上59歳までとしています。	健康医療対策課 市民福祉課	
17	齋藤 正美	4-(4) まちづくり総合交付金の検討	まちづくり総合交付金は、喜ばれている地区が多い。それぞれの地域事情があるので、公平な配分をお願いする。どこかを手厚くしたことで、どこかが減らされることのないようにしてほしい。	副市長	まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会で検討していたが、その意見を踏まえて市で検討する。全体枠についても、協働のまちづくりを推進するうえで必要なものには対応できるようにしたい。	今年度、まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会において、中間検証を行いました。市といたしましては、今後、検討・検証委員会の意見等を踏まえ制度について検討することとしています。	防災自治課 地域活動支援課	
18	石川 正史	4-(4) まちづくり総合交付金の検討	地域ごとに様々な課題がある。活動の実績などを踏まえ、地域性に合った加算を検討してほしい。	副市長	まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会で意見をいただければ、検討させていただく。	今年度、まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会において、中間検証を行いまちづくり総合交付金の加算項目について検討を行いました。市といたしましては、今後、検討・検証委員会の意見や地域の活用実績等を踏まえ制度について検討することとしています。	防災自治課 地域活動支援課	
19	石本 匡	4-(4) まちづくり総合交付金の検討	草刈りや海岸の環境整備など、高齢化で困難になっている。総合交付金は、このような状況を考慮した設計にいただきたい。			高齢化が進む地域の実情に応じた算定を行うため、令和3年度に制度改正を行い、「高齢化加算」を創設し、対象となる地区まちづくり推進委員会に対して加算を行っております。また、現在、まちづくり総合交付金とは別に高齢者世帯の草刈り等を支援する地区まちづくり推進委員会に対する支援制度の創設を検討しています。	防災自治課 地域活動支援課	
20	石川 正史 富金原 美和子 丸山 洋司	4-(6) ア 交通弱者の救済	同じ地域の中でも、市街地と山間部では交通事情が大きく違う。敬老福祉乗車券は、交通対策事業としては最も使い勝手の良い制度で喜ばれているので、地域に合わせたきめ細かな上限を設定してほしい。 (地区ごとの上限を設定する権限を支所に与える 等)	副市長	交通弱者対策について、敬老福祉乗車券の上限冊数引き上げは、地域からの声によるもので、あいのりタクシー事業の上限も引き上げた。あいのりタクシーは、理解すれば有効に使えるので、活用いただきたい。具体的な要望があれば制度の見直しも検討する。	敬老福祉乗車券については、令和5年度に利用者からの要望を受け上限冊数の引き上げを行いました。また、浜田市地域公共交通計画を策定しましたので、今後も地域の皆さんの意見を伺いながら取組を進めていきます。	防災自治課 地域活動支援課	
21	石川 正史 鶴川 由美子 永見 孔	4-(6) ア 交通弱者の救済	サンブラムが以前行っていた移動販売を再開させてほしい。	副市長	見守りを兼ねていただくことで、事業者にも補助する制度(見守り移動販売支援事業)がある。集合型、個別訪問型の両方がある。旭の「まんてん」も参考にいただきたい。また、新規参入の場合、車両の整備に対する補助もある(浜田市商業支援事業補助金)。	現在の、見守り移動販売支援事業もあるが、サンブラムをはじめ、他の事業者も含めて、買い物という、住民の生活の土台を守る方法は検討したい。地域政策部だけでなく、健康福祉部や産業経済部との連携も必要になると考えています。	防災自治課	
22	岡田 綾子	4-(6) ア 交通弱者の救済	交通問題を協議するメンバーは、皆自家用車の利用が可能な方。自身の数十年後をイメージして、この問題に向き合ってください。			(三隅支所防災自治課) 同様の意見を、地域住民からもいただいている。当事者の気持ちになって考えることを忘れず職務を行ってまいります。 (地域活動支援課) 交通計画の策定においては住民アンケートを実施し、現状の把握に努めました。今後も利用者からのご意見を取り入れ、交通施策を構築していきたいと考えています。	防災自治課 地域活動支援課	
23	丸山 義尚	4-(6) ア 交通弱者の救済	通院のために電動カートで移動する高齢者がいる。山道で、熊の被害も心配。安全に過ごせる方法が必要。			具体的な地区や事例にもよりますが、きめ細かな交通対策が必要な地区こそ、あいのりタクシー事業の利用を検討いただきたいと考えています。	防災自治課 地域活動支援課	
24	齋藤 正美	4-(6) ア 交通弱者の救済	とくし丸や、宮城県栗原市の事例を参考に、買い物支援について早急な整備をしてほしい。			買い物支援について、先進地の取組みは大いに参考にしたいと考えています。	防災自治課	
25	石川 正史		市職員の業務を整理し、大切な仕事に注力できるようにしてほしい。 (例:各種協議会等の事務局業務の整理)			現在、各部署において附属機関等の統廃合を進めております。また、引き続き、市職員の業務の見直しに取り組んでまいります。	防災自治課 行財政改革推進課	

附属機関等及び任意の協議会の見直しについて

市では、「浜田市附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する指針」を定め、附属機関及び私的諮問機関について、委員の重複就任の抑制をはじめ、男女の均等登用、公募選出委員の推進に取り組んでいます。

こうした中、行政から地域団体等に対して依頼する附属機関等又は任意の協議会の委員就任（あて職）が、自治会役員の負担となっており、その軽減を求める旨の要望がありました。

これを受け、浜田市行財政改革推進本部会議を中心に、附属機関等の見直しが進められており、三隅地域の検討状況を以下のとおり報告します。

1 三隅地域の附属機関等

(1) 附属機関

- ・ 地域協議会 …現状維持
- ・ 浜田市ひゃこるネットみすみ放送番組審議会 …R5. 3. 31 廃止

(2) 懇談会

- ・ 地域防災連絡協議会 …R5. 3. 24 廃止

(3) 任意協議会

- ・ 三隅地域人権・同和教育推進協議会 …現状維持
- ・ 三隅地域自治会連絡協議会 …廃止の予定
- ・ 浜田市三隅生涯学習企画推進委員会 …R5. 3. 23 廃止
- ・ 三隅地域まちづくり会議 …現状維持
- ・ 三隅町地域安全推進員協議会 …廃止の予定
- ・ 浜田市交通安全協会三隅支部 …組織の在り方を検討

地 福 第 2777 号
令和 6 年 3 月 12 日

三隅地域協議会 会長 様

浜田市長 久保田 章 市
(地域福祉課)



浜田市保健医療福祉協議会委員の就任について (お願い)

平素より浜田市の保健医療福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、浜田市では、保健・医療・福祉の分野の連携を図り、一体的な施策の展開ができるよう保健医療福祉協議会を設置し、委員の皆様方にご意見をいただきながら、各種計画の策定や施策の一層の充実に努めております。

今期の委員の皆様

つきましては、ご多忙の中、誠に恐れ入りますが、前委員の後任として、引き続き貴協議会から委員のご選出について、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご就任いただきます委員におかれましては、お手数ですが、別紙承諾書をご返送いただきますようお願いいたします。

記

- 1 任 期 就任日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 2 役 割 浜田市の保健医療福祉に関する計画及び各種施策の審議
- 3 承諾書返送希望期日 令和 6 年 4 月 26 日 (金)
- 4 前期就任委員名 鶴川 由美子 委員

【問合せ先】

地域福祉課地域福祉係
担当：小驛 (こえき)
TEL 25-9300 (直通)